

資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 前年繰越し 年別	取扱件数						終結件数						次年繰越件数			
	新規申立て						合計	処罰請求	打切り	勧告和解	自主解決	警告		合計		
	申立人別			該当法条別												
	組 合	個 人	組合・個人 職 権	旧労組法十一 条	旧労調 組法旧 四十 一条	計										
昭21		1				1	1			1			1			
22			2	1		2	1	3		2	1		3			
23		1	1		2	3	1	4	4	1	1		3	1		
24	1	2	1		1	4		4	5		1	2	1	1	5	
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	1	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～令和2年）

区分 前年繰越し 年別	取扱件数											終結件数						次年繰越件数							
	新規申立て											合計	取下・和解			命令・決定			合計						
	申立人別			労働組合法第7条該当号別									小計	取下 げ	和解		救済			棄却	却下				
	組 合	個 人	組合・個人	1	2	3	4	1・ 2	1・ 3	1・ 4	2・ 3				1・ 2・ 3	無 関 与	関 与					全 部	一 部		
昭24		3	1		2						2			4	4		1	2					3	1	
25	1	1	5		5						1			6	7	1		3	1		2			7	
26		1	1		1								1	2	2	1	1							2	
27		1	2		1						1			3	3		1	1						2	1
28	1	1	2		1						2			3	4	1		1	1					3	1
29	1	1									1			1	2	1								1	1
30	1	3	1		1		2				1			4	5	1	2	2						5	
31			1		1									1	1				1					1	
32		1			1									1	1			1						1	
33			1		1									1	1			1						1	
34		7				1	2				2			7	7			2	1	1				4	3
35	3	2					1				1			2	5		1	4						5	
36		3				1					1		1	3	3		1	1						2	1
37	1	2			1						1			2	3	1	1	1						3	
38		4	1		1		3						1	5	5		3				1	1		5	
39		1	1		2									2	2			1						1	1
40	1	2									1			2	3			1						1	2
41	2	2		1							3			3	5			1						1	4
42	4	1		4	4									5	9			1(1)						1	8
43	8	2		2	1	1			1	1				4	12	2		1	1					4	8
44	8	4		8	10		1			1				12	20		1	3						4	16
45	16	1	1	3	1					4				5	21		11	1						12	9
46	9			1	1									1	10		2							2	8
47	8														8		1	1	1(1)					3	5
48	5	2		2	2								2	4	9		2	1						3	6
49	6	5		2	1	4			1				1	7	13		2	1		1				4	9
50	9	4		1	1					3			1	5	14		1	1	1	1				4	10
51	10	1		2	1		1			1				3	13		1	1	3					5	8
52	8	2	1	1	1					2			1	4	12	1								1	11
53	11	3				1				1			1	3	14			6						6	8
54	8	8		1	1	2	2		1	2			1	9	17	2								2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数							次年繰越件数				
	前年繰越し	新規申立て											小計	合計	取下・和解			命令・決定				合計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別										取下	和解		救済		棄却			却下		
		組	個	組合・個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3				1・2・3	無関与	関与	全部					一部	
昭55	15	4			1							1	2		4	19	1	2	4					7	12
56	12	3	1	1		1						2	1	1		5	17	1				2		3	14
57	14	5					1					2	1	1		5	19	2	2	2		1		7	12
58	12	9				1	2			1	3		2			9	21		2	2				4	17
59	17	11		1	2	7	2							1		12	29	4	6	5				15	14
60	14	2			1							1				2	16		3	2	1			6	10
61	10	4		1	1	1						1		1		5	15	2		3				5	10
62	10	7				1						2			4	7	17		1	1	1			3	14
63	14	3					2					1				3	17				1			1	16
平元	16	3				1	1					1				3	19		1		6			7	12
2	12																12				4			4	8
3	8																8					1		1	7
4	7	2					1					1				2	9								9
5	9	1					1									1	10		1		1			2	8
6	8			1								1				1	9								9
7	9																9					1		1	8
8	8	1												1		1	9								9
9	9	2					2									2	11	1		1				2	9
10	9	4										1		3		4	13			2				2	11
11	11	4				1				2		1				4	15								15
12	15	2												2		2	17	1			1			2	15
13	15																15	1		4	2			7	8
14	8																8					1		1	7
15	7	1				1										1	8								8
16	8																8				1			1	7
17	7	2											2			2	9	1						1	8
18	8																8				1			1	7
19	7	1								1						1	8	4					3	7	1
20	1	1				1										1	2					2		2	
21		1				1										1	1				1			1	
22																									
23		1												1		1	1			(1)	1(1)			1	
24		1											1			1	1			1				1	
25		1				1										1	1							1	
26	1	1												1		1	2			1				1	1
27	1	1								1						1	2			1				1	1
28	1		3				1			2						3	4			1			3	4	
29			2				1			1						2	2						1	1	1
30	1															1							1	1	
令元																									
2																									
計	—	146	24	32	46	27	25	2	8	52	1	13	28	202	—	29	50	66	30	13	6	8	202	—	

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30	202	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15	(併合)	200	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)(労)
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51.10.15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	行訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59.10. 4	62.12.10	1,163	1	処分取消、ポストノータイス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62.12.23	63.12.27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3	元. 6. 22	668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
28	62(不)6	○		62.11.18		583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	
29	62(不)5	○		62.11.18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元.11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2.12.21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	—
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9		12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14	19.2.27	11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27	19.6.25	9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交承諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交承諾、ポストノーテイス	棄却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーテイス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交承諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交承諾	全部救済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
61	29(不)2		○	29. 12. 28	30. 4. 3	97	4	ポストノーテイス	却下	再審査(労)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーテイスは、文書揭示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。

2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。

また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。

ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

3 労働争議の調整事件数 (昭和21年～令和2年)

区分 年別	取扱総件数		あつせん				取扱結果				取扱結果				仲裁									
	新 規	計	新 規	計	規 移	取 下 げ	取 扱	解 決	打 切 り	練 越 し	練 越 し	新 規	計	規 移	取 下 げ	取 扱	結 果	練 越 し	計	規 移	取 下 げ	取 扱	結 果	
																								練 越 し
昭21	2	2	2	2			2																	
22	10	10	7	7			6	1			3	3												
23	32	35	25	25		1	17	4	3		7	10												
24	19	23	19	22		2	20			1	1	1												
25	17	17	15	15		2	13				2	2												
26	17	17	16	16			14	2			1	1												
27	17	17	17	17		1	14	1	1															
28	22	23	21	22		4	15	3			1	1												
29	15	15	14	14		2	10	1	1		1	1												
30	18	19	18	19		2	14	2	1															
31	18	19	18	19			(1) 13	5	1															
32	13	14	13	14		1	(1) 9	4																
33	12	12	12	12			(1) 8	4																
34	19	19	19	19			15	4																
35	10	10	10	10		1	9																	
36	23	23	23	23		1	(4) 17	5																
37	20	20	19	19		1	(3) 12	6			1	1												
38	30	30	28	28		1	(2) 14	(1) 7			2	2												
39	33	33	32	32			(6) 17	(5) 12	1		1	1												
40	28	29	22	23		1	(5) 8	(5) 9			5	5												
41	20	21	16	16		2	(4) 9	(2) 5			(1) 3	(1) 3												
42	31	33	29	29		14	9	4	2		2	3												
43	24	28	23	25		8	12	(1) 4	1		1	3												
44	23	24	19	20		4	3	(4) 12	1		(4) 4	(4) 4												
45	21	22	18	19		8	10		1		3	3												

区 年	取扱総件数		あっせん				取扱				調停				別							
	繰越し	新規	計	繰越し	取下げ	取決	果	打切り	繰越し	取下げ	取決	結	果	繰越し	取下げ	取決	果	繰越し	取下げ	取決	果	
																						繰越し
46	0	23	23	0	20	20	6	10	0	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	0	23	23	0	18	18	3	9	0	5	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	0	19	19	0	19	19	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	0	32	32	0	28	28	6	11	1	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	1	32	33	1	29	30	15	13	0	2	2	15	2	0	2	2	1	0	0	1	1	1
51	1	14	15	1	13	13	5	1	1	1	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	1	11	11	1	10	10	3	5	1	1	11	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	1	40	41	1	40	41	18	10	1	1	11	18	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	1	20	21	1	20	21	8	13	1	1	2	8	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	1	8	8	1	8	8	3	2	1	1	2	3	2	1	1	1	3	2	1	1	1	1
56	1	23	24	1	23	24	5	11	1	1	8	5	11	1	1	1	5	11	1	1	1	1
57	1	26	26	1	25	25	3	7	4	1	11	3	7	4	1	1	3	7	4	1	1	1
58	4	20	24	4	16	20	6	9	2	4	3	6	9	2	4	4	6	9	2	4	4	4
59	2	22	24	2	22	24	6	5	4	1	9	6	5	4	1	1	6	5	4	1	1	1
60	4	17	21	4	16	20	3	5	1	1	11	3	5	1	1	1	3	5	1	1	1	1
61	1	19	20	1	19	20	7	5	1	1	7	7	5	1	1	1	7	5	1	1	1	1
62	1	15	16	1	14	15	3	6	1	1	5	3	6	1	1	1	3	6	1	1	1	1
63	2	7	9	1	7	8	3	2	1	1	3	3	2	1	1	1	3	2	1	1	1	1
平元	2	10	10	1	10	10	1	1	1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	7	8	1	7	8	2	4	1	1	2	2	4	1	1	1	2	4	1	1	1	1
3	3	3	3	3	3	3	1	2	2	3	3	1	2	2	3	3	1	2	2	3	3	3
4	2	3	5	2	3	5	1	1	1	3	3	1	1	1	3	3	1	1	1	3	3	3
5	1	6	7	1	6	7	2	2	2	6	6	2	2	2	6	6	2	2	2	6	6	6
6	2	5	7	2	5	7	2	2	2	5	5	2	2	2	5	5	2	2	2	5	5	5
7	1	3	4	1	3	4	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2

区分 年別	取扱総件数		あ っ せ ん										取 扱 種 別			仲 裁										
	繰 越 し	新 規	計	件 数		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		件 数		取 扱 結 果										
				繰 越 し	新 規	規 6	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰 越 し	計	規 7	取 下 げ	不 調	打 切 り	繰 越 し	新 規	規 7	取 下 げ							
8	2	6	8	5	6	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1								
9	2	9	11	9	11	2	2	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
10	1	7	8	6	7	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
11		4	4	4	4	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
12		4	4	3	3	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
13		3	3	3	3					3	3	3	3	3	3	3	3	3								
14	3	8	11	8	11	4	4	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
15	2	6	8	5	7	1	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
16		4	4	4	4	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
17	4	3	7	3	7	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
18	2	3	5	3	5	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
19		2	2	2	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
20		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
21		2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
22	1	2	3	2	3	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
23																										
24		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
25																										
26		5	5	5	5	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3								
27																										
28																										
29																										
30		1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
令元	1	2	3	2	3	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3								
2																										
合計	65	(54)976	(54)1,041	53	(49)908	(49)961	6	219	(28)438	(21)245	53	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6	1	2	3

注) 1 () 書きは、職権調整事件数(内数)を表す。
2 「取扱結果」欄の「規65 II」、「規70 II」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～令和2年）

区 分	取扱件数			取扱結果					翌 年 繰 越 し	
	前 繰 越 年 し	新 規	計	解 決	取 下 げ	打 切 り	不 開 始	計		
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	
	28	1	4	5			4	1	5	
令	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	
	元	1	2	3	2				2	
2		1	2	3	3				3	1
	合計	—	51	58	25	6	16	4	51	

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。

第3次 岩手県労働委員会活性化計画

[令和元年度～令和3年度]

平成31年2月

岩手県労働委員会

第3次 岩手県労働委員会活性化計画
[令和元年度～令和3年度]

目 次

1 労働委員会の現状と課題

- (1) 現状
 - ア 本県の状況----- (1)
 - イ 全国の状況----- (2)
- (2) 本県における労働委員会活性化の取組状況----- (4)
- (3) 今後の課題----- (5)

2 第3次岩手県労働委員会活性化計画について

- (1) 計画策定の趣旨----- (6)
- (2) 目指す姿----- (6)
- (3) 目指す姿を実現するための取組----- (6)
- (4) 計画期間----- (6)
- (5) 具体的取組内容及び目標値----- (6)

1 労働委員会の現状と課題

(1) 現状

ア 本県の状況

本県労働委員会における取扱事件の件数は、近年、不当労働行為事件、労働争議調整事件、個別労働関係紛争あっせん事件いずれも年間1けた台で推移している(表1)。

一方で、労働相談件数は、平成25年6月のフリーダイヤル設置以降急激に増加し、平成28年度には、フリーダイヤル設置前である平成24年度に比べ5倍を超える494件となった(表1)。

東北各県と比較すると、不当労働行為事件、労働争議調整事件については各県とも本県と同様1けた台前半であるが、個別労働関係紛争あっせん事件については、年々増加し2けたとなっている県もみられる(表2～4)。個別労働関係紛争に係る相談件数については、労働委員会で相談を扱っていない県もあるが、実施している中では本県が突出して多くなっている(表5)。

なお、岩手労働局の紛争調整委員会によるあっせんは年間50件前後で推移しており、本県労働委員会の個別労働関係紛争あっせん事件数に比べ多くなっている(表1)。

表1 岩手県労働委員会その他関係機関の取扱件数

年 度	岩 手 県 労 働 委 員 会				岩手労働局 (紛争調整 委員会あっ せん)	盛岡地方裁 判所 (労働審 判)
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別労働関 係紛争あっ せん事件	相談件数		
24	1	2	5	95	43	10
25	1	2	1	202	59	7
26	1	5(2)	1	191	46	10
27	2(1)	0	9	322	52	10
28	5(1)	0	5(1)	494	49	13
29	1	0	2	451	51	9
30 (31.1末)	1(1)	1	1	327	-	-

(注1) 括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり内数である。

(注2) 相談件数は、個別、集団合わせた件数である。

表2 東北六県における不当労働行為事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	1	1	1	3	1	0
28	1	3	0	1	0	0
29	0	2	2	0	0	0

表3 東北六県における労働争議調整事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	4	0	4	4	3	1
28	2	0	3	3	2	0
29	3	0	3	4	3	2

表4 東北六県における個別労働関係紛争あっせん事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	1	8	3	8	5	6
28	2	4	6	11	6	10
29	2	3	3	15	1	11

表5 東北六県における個別労働関係紛争に係る相談件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	48	270	—	—	153	233
28	62	442	—	—	134	248
29	101	478	—	—	183	245

(注) 秋田県、宮城県は、平成29年までは労働委員会で労働相談を行っていない。

イ 全国の状況

(ア) 不当労働行為事件

全国の不当労働行為事件の救済申立て件数は、平成26年の371件から減少している(表6)。

また、北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の6都道府県で、全体の約4分の3の事件を扱っている(表7)。

なお、合同労組からの申請が、全体の約4分の3を占めている(表8)。

(イ) 労働争議調整事件

全国の労働争議調整事件は、ここ数年減少傾向にあり、平成29年は300件を下回っている(表6)。

なお、合同労組からの申請が、全体の7割を超えている(表9)。

(ウ) 個別労働関係紛争あっせん事件

全国の個別労働関係紛争あっせん事件は、平成26年の358件から減少傾向にある(表6)。

一方、個別労働関係紛争に係る相談件数は増加しているが、知事部局で行っていた相談を労働委員会で行うようになった自治体もあるため、増加傾向にあるとは一概に言えない。なお、各都道府県の労働局における相談件数は、年間25万件前後で推移している。

表6 全国の労働委員会の取扱状況

暦年	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個 別 紛 争		労働局の相談件数 (個 別)
			あっせん事件	相談件数	
24	354	463	335	2,183	254,719
25	365	441	325	3,242	245,783
26	371	363	358	3,461	238,806
27	347	342	350	3,626	245,125
28	303	310	310	3,953	255,460
29	300	283	271	4,145	253,005

(注) 労働争議調整事件は、行政執行法人等を除いた件数である。

(出典：中央労働委員会ホームページ「調整事件取扱状況第8表。なお、29年の労働争議調整事件は、中央労働時報(2018.9第1237号)から。)

表7 主要都道府県の不当労働行為取扱い件数の推移

単位：件、%

暦年	北海道	東京都	神奈川県	愛知県	大阪府	福岡県	主要計 (a)	全国計 (b)	割合 (c)=(a)/(b)
27	18	117	35	13	69	6	258	347	74.4
28	22	97	29	7	70	9	234	303	77.2
29	16	105	37	12	49	8	227	300	75.7

表8 不当労働行為事件（新規係属事件）における合同労組の割合

単位：件

事件 年	全事件	合同労組事件	
		件数	割合
25	365	273	(74.8%)
26	371	276	(74.4%)
27	347	259	(74.6%)
28	303	215	(71.0%)
29	300	222	(74.0%)

表9 労働争議調整事件（新規係属事件）における合同労組事件

事件 年	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
		件数	割合	件数	割合
24	463	335	(72.4%)	173	(37.4%) <51.6%>
25	441	301	(68.3%)	157	(35.6%) <52.2%>
26	363	254	(70.0%)	103	(28.4%) <40.6%>
27	342	261	(76.3%)	134	(39.2%) <51.3%>
28	310	225	(72.6%)	129	(41.6%) <57.3%>
29	283	200	(70.7%)	99	(35.0%) <49.5%>

(注1) 行政執行法人等を除いた件数であること。

(注2) 「駆け込み訴え事件」の割合は、上段が全事件、下段が合同労組に占める割合であること。

(出典：中央労働委員会ホームページ「調整事件取扱状況第8表。なお、29年は、中央労働時報(2018.9第1237号)から。)

(2) 本県における労働委員会活性化の取組状況

本県労働委員会では、平成25年3月に、25年度から27年度までの3か年を計画期間とする岩手県労働委員会活性化計画を策定し、①県民の認知度を高める取組、②委員及び資質の向上・体制の充実を図る取組、③関係機関と連携する取組を進めてきた。

これら取組の結果を踏まえ、引き続き計画的に取組を推進し、不断の改善に努めていく必要があるとの考えの下、平成28年2月には、28年度から30年度までを計画期間とする第2次岩手県労働委員会活性化計画を策定し、継続して労働委員会制度の周知をはじめとする各分野の取組を積極的に実施していくものとした。

第2次岩手県労働委員会活性化計画については、別添「労働委員会活性化計画の取組状況（平成28～30年度）について」のとおり、おおむね予定どおり実行してきており、その結果、労働相談の件数は、活性化計画の実施前である平成24年度の95件から、28年度は494件、29年度も451件と約5倍に増加するなど、活性化計画の基本方針である県民の認知度向上に一定の効果があったと考えられる。

(3) 今後の課題

以上のとおり、本県労働委員会では、平成25年度以降活性化に取り組んできたが、次のような課題がなお存在している。

ア 労働相談件数が大幅に増加した一方で、不当労働行為の救済申立て件数や個別あっせんの申立件数は年間1ケタで推移している。表6のとおり全国的にも事件数は減少傾向にあるが、労使関係で問題を抱えている方が労働委員会の存在を知らないために制度を活用できずにいることがないよう引き続き**労働委員会の認知度を高める**とともに、県民が利用しやすい環境づくりを行う必要がある。

特に、個別労働関係紛争のあっせん制度については、労働局のあっせんに比べ利用件数が少ないことから、三者構成である労働委員会の特長を周知していく必要がある。

【参考1】労働相談ダイヤル等を知った媒体及び割合（上位3位まで）

年度	媒体及び割合（％）		
27	①電話帳(23.3%)	②ホームページ(14.8%)	③チラシ・ポスター(13.0%)
28	①ホームページ(29.4%)	②電話帳(17.0%)	③チラシ・ポスター(9.3%)
29	①ホームページ(29.9%)	②電話帳(18.0%)	③チラシ・ポスター(5.8%)

【参考2】労働相談の内容

年度	H25	H26	H27	H28	H29
賃金・手当	60	49	63	103	104
パワハラ・嫌がらせ	34	30	54	67	66
退職	16	18	34	60	50
休日・休暇・休業	16	14	28	51	50
社会保険・労働保険	23	27	26	53	42
解雇	18	13	37	36	18
労働時間	10	18	23	24	18
上記以外	96	83	147	187	165
計	273	252	412	581	513

(注) 相談内容は、1件で複数となる場合もあることから、相談件数と一致しない。

イ 平成30年6月にいわゆる働き方改革関連法が成立するなど、近年、労働に関する法制度は、複雑、多様化している。これら制度の移行期には、新たな紛争が発生する可能性も考えられることから、適切に対応できるよう、**委員及び職員の資質向上**に引き続き取り組む必要がある。

ウ また、国や県等の関係機関等と連携し、新たな法制度の周知を図るなど**労使紛争の未然防止**に取り組む必要がある。

なお、活性化事業の推進に当たっては、委員及び職員への負担を考慮し、**事業を選択、集中して行う**必要がある。

2 第3次岩手県労働委員会活性化計画について

(1) 計画策定の趣旨

本県労働委員会においては、平成25年2月に活性化計画を策定し、継続して県民の認知度向上、委員及び職員の資質向上、関係機関との連携に取り組んできたが、1の(3)に掲げる課題がなお存在することから、平成31年度(令和元年度)以降も引き続き計画的に活性化に取り組むこととする。

(2) 目指す姿

本県労働委員会が目指す姿は、次のとおりとする。

「労働委員会が広く認知され、労使紛争の解決及び未然防止のため広く利用されている。」

(3) 目指す姿を実現するための基本方針

(2)の「目指す姿」を実現するため、次の方針の下に取り組む。

ア 労使関係で問題を抱えている方が利用しやすい組織となるよう、**労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり**に取り組む。

イ 多様な労使問題に適切に対応できるよう、**委員及び職員の一層の資質の向上**を図る。

ウ **関係機関と連携し、労使紛争の未然防止**に取り組む。

(4) 計画期間

この計画の対象期間は、平成31年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの3年間とする。

なお、毎年度検証と見直しを行い、次年度の実施に反映させるものとする。

(5) 具体的取組内容及び目標値

この計画の具体的な取組及び目標値は、表10のとおりとする。

表 10 第 3 次活性化計画の取組内容

I 労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり

1 分かりやすいホームページの作成

事業名	目標	取組内容																								
(1) 県 HP トップページへのリンクによる労働委員会の役割の周知	年 38 回	<p>県HPのトップページの「新着情報」及び「カレンダー」に労働委員会情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載情報</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	掲載情報	新着	カレンダー	計	月例無料相談会	13	12	25	出前無料相談会	5	5	10	出前講座	2	0	2	個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1	計	21	17	38
掲載情報	新着	カレンダー	計																							
月例無料相談会	13	12	25																							
出前無料相談会	5	5	10																							
出前講座	2	0	2																							
個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1																							
計	21	17	38																							
(2) 内容の充実・強化	年 25 回	<p>労働委員会HPに最新情報を掲載するほか、構成を随時見直す。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>労働相談 Q&A</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	掲載内容	件数	月例無料相談会	13	出前無料相談会	5	出前講座	3	個別労働紛争処理制度周知月間	1	労働相談実績等	2	労働相談 Q&A	1	計	25								
掲載内容	件数																									
月例無料相談会	13																									
出前無料相談会	5																									
出前講座	3																									
個別労働紛争処理制度周知月間	1																									
労働相談実績等	2																									
労働相談 Q&A	1																									
計	25																									
(3) 労働相談 Q&A の拡充	年 1 回	<p>労働委員会HP内の労働相談 Q & A を毎年度見直し、充実を図る。</p>																								

2 情報発信の拡充

事業名	目標	取組内容						
(1) マスメディアを活用した情報発信	年 42 回	<p>県広報媒体 (テレビ・ラジオ番組、いわてグラフ等)等を活用し、情報を発信する。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>6</td> <td>労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	内容	テレビ	6	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル
区分	回数	内容						
テレビ	6	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル						

		ラジオ	10	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間										
		いわてグラフィ	2	労使トラブル フリーダイヤル										
		コンビニ	3	出前無料相談会										
		新聞	1	フリーダイヤル										
		ツイッター	20	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間										
		計	42											
(2) 労働委員会独自の 方法による情報 発信	毎年度 予算の 範囲で 決定	マスメディアの活用以外にも、個別労働紛争周知月間を中心に、 労働委員会独自で情報発信 を図る。 (例) バス車内広告等												
(3) 求人誌や広報誌 を活用した情報 発信	年12回	求人情報誌 や各種団体の 広報誌 、 タウン誌 などに、労働委員会の相談会情報等の掲載を依頼する。 (例) Be-Job (毎月1日発行) など												
(4) 記者会見の活用	随時	社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については、会長が記者クラブにおいて 記者会見 を行う。												
(5) 記者クラブへの プレスリリース	年7回	労働委員会の活動等について、 プレスリリース を行う。 (目標値の内訳)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		区分	回数	労働相談実績等	2	出前無料労働相談会	4	個別労働紛争処理制度周知月間	1	計	7	
区分	回数													
労働相談実績等	2													
出前無料労働相談会	4													
個別労働紛争処理制度周知月間	1													
計	7													
(6) 出前講座の実施	随時	労働者団体、経営者団体、学校等からの要請に応じ、 委員又は職員が出向き 、ワークルールの周知や事例紹介を行う。												
(7) 労使関係セミナー の開催	令和2 年度 (2020 年度)	中央労働委員会と共同で、労使関係者に労働委員会制度の認識を深めることを目的に、①労使関係者の関心の高いテーマの 基調講演 、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等の パネルディスカッション 等を内容とする セミナーを開催 する。												

3 労働相談の充実強化

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 労働相談専用フリーダイヤルの周知及び運用	通年	労働相談専用フリーダイヤルを継続して運用し、気軽に相談できる体制を継続するとともに、周知を図る。
(2) 関係機関と合同による無料労働相談会の実施	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する（毎年10月）。
(3) 経営者を対象とした労働相談の強化（出前講座と併催）	年1回	経営者を対象とした出前講座に合わせ、労働相談会を実施する。
(4) 委員による月例無料労働相談会の実施	年12回	毎月、定例総会の前に、公労使委員各1名で労働相談会を開催する（1人45分以内。予約制）。
(5) 委員による出前無料労働相談会の実施及び相談しやすい相談会会場の検討	年3回 延べ 12地区	委員が地域に出向き、無料労働相談会を実施する（6月、10月、2～3月）。 あわせて、相談者が相談しやすい相談会場について検討する。 開催地区：盛岡地区、花巻（遠野）地区、奥州地区、北上地区、一関地区、大船渡地区、釜石地区、宮古地区、久慈地区、二戸地区

II 委員及び職員の資質の向上を図るための取組

1 手続の見直し、簡素化等

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 個別あっせんの進め方の簡素化及び手続の改善	随時	当事者が利用しやすいように、個別あっせんの進め方の簡素化、手続の改善を図る。
(2) 不当労働行為の審査の目標期間の達成	通年	審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査を目標期間（団交拒否事件6か月、通常事件1年）内に行う。 ・第1回調査期日の早期の設定 30日以内 ・申立事実の早期の整理 できる限り第1回調査までに ・代理人不在の場合の対応 当事者への丁寧な説明と定型化 ・期日の複数回の一括設定 2～3回

(3) 不当労働行為事件における和解の手引きの作成	令和元年度 (2019年度)	和解手続を円滑に進め、円満な労使間の紛争解決を図るため、「 和解の手引き 」を作成する。
(4) 現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	当事者が遠隔地におり希望する場合、 現地に出向いてあっせん を行うほか、当事者の都合によっては 夜間にあっせん を行う。

2 委員及び職員の資質向上

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 三者研修		
ア ブロック総会、研修会議題勉強会	年2回	委員全員による 研修議題の勉強会 を実施し、委員及び職員の資質向上並びに情報共有を図る。 ・ブロック総会研修課題勉強会（4月） ・ブロック研修会研修課題勉強会（7・9・10月）
イ 審査・あっせん等終結事案研修会（振り返りシートの作成）	事件終結後	審査事件やあっせん 事件終結後に、委員全員で意見交換 を行い、情報共有やノウハウの蓄積を行う。
ウ 委員研修会	年2回	中央労働委員会委員や大学教授、労働局や裁判所の職員等を講師に招くほか、委員が講師となり、 研修会 を行う（毎年度、委員の意向を踏まえ決定）。
エ 定例総会における労働相談の概要報告	年12回	労働相談の概要を定例総会で報告 し、情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考に資する。
オ 他委員会の審問見学	年1回	他委員会の審問を見学 し、当委員会における審問手続の参考に資する。
(2) 委員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	委員の資質向上のため、 委員を各種研修に派遣 する。 ・公労使委員合同研修(中労委) ・公労使委員個別紛争専門研修(中労委) ・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) ・労使関係セミナー 等

(3) 事務局職員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	<p>職員の資質向上のため、職員を各種研修に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会事務局職員中央研修(中労委) ・労働委員会事務局職員専門研修(中労委) ・個別紛争専門研修(中労委) ・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) ・労使関係セミナー ・労働契約等解説セミナー 等
(4) 事務局学習会、研究会	年各1	<p>○ 事務局学習会 (4月) 新任職員を念頭に、グループ全員で労働法の基本を学習する。</p> <p>○ 事務局研究会 (6月～) 労使紛争に関する裁判例や他委員会の命令等について、グループ全員で学習する。</p>
(5) 事務局職員研修	年6回	<p>局長及び課長が講師となり、業務課題や職員の育成に向けた講話を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局長による講話 2 ・課長による講話 3 ・専門研修等報告 1

Ⅲ 関係機関との連携を強化するための取組

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 関係機関との合同による無料労働相談会(再掲)	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する。(10月)(再掲)
(2) 知事部局や労働局主催の会議への参加	年4回	<p>知事部局が主催する会議(就業支援員連絡会議)や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援員担当者情報交換会 1 ・岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1 ・岩手労働局との合同研修 1 ・広域振興局企画担当部(課)長会議 1
(3) 岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	随時	岩手労働局と連携し、それぞれの特色を生かした個別労使関係紛争への対応を図る。

第3次 岩手県労働委員会活性化計画の取組状況 (令和元～3年度)

令和2年12月31日現在

第3次活性化計画（令和元年度～令和3年度）の取組状況について

(R2.12.31)

区分	取組内容		目標 (R1～3)	実績(計画)			
	令和元年度(実績)	令和2年度実績		令和3年度(計画)	R1 実績	R2 状況	R3 計画
I	労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり						
1	わかりやすいホームページの作成						
(1) 県HPトップページへのリンクによる労働委員会の役割の周知	<p>○県ホームページ(38)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(13) <p>・イベントカレンダー(12)</p> <p>②出前無料労働相談会(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(5) <p>・イベントカレンダー(5)</p> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(2) <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○県ホームページ(31)</p> <p>①月例無料労働相談会(21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(10) <p>・イベントカレンダー(11)</p> <p>②出前無料労働相談会(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(4) <p>・イベントカレンダー(4)</p> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(2) <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○県ホームページ(38)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(13) <p>・イベントカレンダー(12)</p> <p>②出前無料労働相談会(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(5) <p>・イベントカレンダー(5)</p> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報(2) <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	年38回	38	21 (38)	(38)
(2) 内容の充実・強化	<p>○労働委員会ホームページ(25)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料労働相談会(5)</p> <p>③出前講座(3)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&A(1)</p>	<p>○労働委員会ホームページ(19)</p> <p>①月例無料労働相談会(10)</p> <p>②出前無料労働相談会(4)</p> <p>③出前講座(2)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&A(1)</p>	<p>○労働委員会ホームページ(25)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料労働相談会(5)</p> <p>③出前講座(3)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&A(1)</p>	年25回	25	19 (25)	(25)
(3) 労働相談Q&Aの拡充	<p>○労働相談Q&Aの拡充(1)</p> <p>(労働委員会ホームページ)</p>	<p>○労働相談Q&Aの拡充(1)</p> <p>労働委員会ホームページ更新(7/16)</p>	<p>○労働相談Q&Aの拡充(1)</p> <p>(労働委員会ホームページ)</p>	年1回	1	1 (1)	(1)
2	情報発信の拡充						
(1) マスメディアを活用した情報発信	<p>○県広報媒体(53)</p> <p>①テレビ(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例無料労働相談会(2) ・出前無料労働相談会(1) 	<p>○県広報媒体(51)</p> <p>①テレビ(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使トランプル ・月例無料労働相談会(1) ・出前無料労働相談会 ・フリーダイヤル(1) 	<p>○県広報媒体(42)</p> <p>①テレビ(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使トランプル ・月例無料労働相談会 ・出前無料労働相談会 ・フリーダイヤル 	年42回	53	34 (42)	(42)

区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(3) 求人誌や 広報誌を活用 した情報発信	<p>○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報「Be-Jobフリー」(毎月1日発行)に広告掲載</p> <p>○相談会情報掲載(3) タウン誌(マシエリ、悠悠)に相談会情報掲載(5/28、7/23、8/2)</p>	<p>○無料広告掲載(9) 岩手・青森・秋田求人情報「Be-Jobフリー」(毎月1日発行)に広告掲載</p> <p>○相談会情報掲載(1) タウン誌(悠悠)に相談会情報掲載</p> <p>○「いわて経協」に記事掲載(3) 労働委員会制度紹介記事掲載(1) 出前無料労働相談会記事掲載(2)</p> <p>○記者会見(随時)</p>	<p>目標達成 見込み</p>	年12回	12	9 (12)	(12)
(4) 記者会見 の活用	<p>○記者会見 実施せず(案件なし)</p>	<p>○記者会見(随時)</p>	(未実施)	随時	0	0	随 時
(5) 記者クラ ブへのプレス リリース	<p>○記者クラブへの投げ込み(7) ・労働相談の実績(2) (5/8、10/30) ・出前無料労働相談会(4) (6/12、8/1、10/2、2/19) ・個別紛争処理制度周知月間(1) (10/2)</p>	<p>○記者クラブへの投げ込み(6) ・労働相談の実績(2) 5/11、11/5 ・出前無料労働相談会(3) 6/5、7/7、10/1 ・個別紛争処理制度周知月間(1) 10/1</p>	<p>目標達成 見込み</p>	年7回	7	6 (7)	(7)
(6) 出前講座 の実施	<p>○出前講座の実施(8) ①岩手労働局(6/19) ②県内企業等(10/11) ③経営者協会(11/8) ④大迫高校(11/27) ⑤県立大学(12/6) ⑥県立大学(12/18) ⑦県内企業等(12/23) ⑧岩手大学(1/8)</p>	<p>○出前講座の実施(5) ①県立大学(10/8) ②大迫高校(11/25) ③一関工業高校(12/9) ④県立大学(12/16) ⑤経営者協会(12/18)</p> <p>【予定】 ⑥岩手大学(1/6) ⑦一関工業高校(2/17)</p>	<p>目標達成</p>	随時	8	5 (2)	随 時
(7) 労使関係 セミナーの開催	<p>開催に向けた準備 ・10/1 青森県の対応視察</p>	<p>→9/14 アイーナで開催 →中止(新型コロナウイルスの影響)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により中止</p>	令和2 年度	準備	中止	—
3 労働相談の充実強化							

区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(1) 労働相談専用フリーダイヤルの周知及び運用	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30~17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30~17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30~17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。	通年	通年	通年	通年
(2) 関係機関と合同労働相談会の実施	○関係機関と合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 10月6日 アイーナ	○関係機関と合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 10月4日 アイーナ	○関係機関と合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 (10月)	年1回	1	1	(1)
(3) 経営者を対象とした労働相談の強化(出前講座と併催)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 経営者協会出前講座(11/8)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 経営者協会出前講座(12/18)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 使用者を対象とした出前講座に併せて労働相談会を実施。	年1回	1	1	(1)
(4) 委員による月例無料労働相談会の実施	○月例無料労働相談会の実施(12) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。 相談実績 4件 (8/23-1件、9/27-1件、10/28-1件、3/27-1件)	○月例無料労働相談会の実施(9) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。 相談実績 1件 (6/26-1件、10/30-1件)	○月例無料労働相談会の実施(12) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。	年12回	12	9 (12)	(12)
(5) 委員による出前無料労働相談会の実施及び相談しやすい相談会場の検討	○出前無料労働相談会(12) ① 6/16(日)北上市 ② 6/23(日)釜石市、二戸市 ③ 6/30(日)奥州市、大船渡市 ④ 10/6(日)盛岡市 ⑤ 10/12(土)遠野市、宮古市 ⑥ 11/10(日)一関市、久慈市 ⑦ 2/22(土)盛岡市 ⑧ 3/1(日)久慈市	○出前無料労働相談会(10) ① 6/14(日)北上市 ② 6/21(日)釜石市、二戸市 ③ 6/28(日)奥州市、大船渡市 ④ 10/4(日)盛岡市 ⑤ 10/31(土)遠野市、宮古市 ⑥ 11/8(日)一関市、久慈市 《予定：⑦、⑧》 ⑦ 2/20(土)盛岡市 ⑧ 3/7(日)奥州市	○出前無料労働相談会(12) ・6月 5地区 ・10~11月 5地区 ・2~3月 2地区	年3回 延べ 12地区	3 2 (3)	2 10 (12)	(3) (12)
	○平日開催(試行)(1) ・8/7(水)盛岡市	○平日開催(試行)(1) ・7/17(金)矢巾町(相談実績2件)	○平日開催(試行)(1) ・8月又は11月 1地区		1	1	(1)

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
II 委員及び職員の資質の向上を図るための取組							
1 手続の見直し、簡素化等							
(1) 個別あつせん の進め方の 簡素化及び 手続の改善	<p>○令和元年(個)第1号あつせん事件 ・あつせん開始 10/17 ・あつせん終結(解決) 4/8</p> <p>○令和元年(個)第2号あつせん事件 ・あつせん開始 10/3 ・あつせん終結(解決) 11/18</p>	<p>○令和2年(個)第1号あつせん事件 ・あつせん開始 5/13 ・あつせん終結(解決) 6/23</p> <p>○令和2年(個)第2号あつせん事件 ・あつせん開始 9/9 ・あつせん終結(解決) 10/2</p>	<p>目標達成 見込み</p>	<p>随時</p>	2	2	随時
(2) 不当労働 行為の審査の 目標期間の達 成	<p>○団交拒否事件 目標 6か月 実績なし</p> <p>○通常事件 目標 1年 実績なし</p>	<p>○団交拒否事件 目標 6か月</p> <p>○通常事件 目標 1年</p>	<p>(実績なし)</p>	<p>通年</p>	0	0	随時
(3) 不当労働 行為事件にお ける和解の手 引きの作成	<p>国の作成動向を注視することを決定</p>	<p>国の作成動向を注視</p>		<p>令和 元年度</p>	方針 決定	国の動 向注視	国の動 向注視
(4) 現地あつ せん・夜間あつ せんの実施	<p>○現地あつせん等(1) ・現地あつせん(1) ・夜間あつせん(0)</p>	<p>○現地あつせん等(0) ・現地あつせん(0) ・夜間あつせん(0)</p>	<p>(未実施) ※要望に応じ て実施。</p>	<p>随時</p>	1	0	随時
2 委員及び職員の資質向上							
(1) 三者研修							
ア プロック総 会、研修会議 勉強会	<p>①プロック総会勉強会(1)(4/26)</p> <p>②プロック研修会勉強会(1)(9/27)</p>	<p>①プロック総会勉強会(1)(4/27)</p> <p>②プロック研修会勉強会(1)(9/28) ※①、②とも「書面開催」</p>	<p>新型コロナナ の影響によ り書面開催</p>	<p>年2回</p>	2	2 (2)	2
イ 審査・あつ せん等最終事 案研修会(振り 返りシート 作成)	<p>○審査・あつせん等最終事案 研修会(4) ・平成30年(調)第1号事件(7/26) ・平成31年(調)第1号事件(8/23) ・令和元年(調)第2号事件(10/28) ・令和元年(個)第2号事件(12/20)</p>	<p>○審査・あつせん等最終事案 研修会(2) ・令和元年(個)第1号事件(6/26) ・令和2年(個)第1号事件(7/27) ・令和2年(個)第2号事件(10/30)</p>	<p>目標達成 見込み</p>	<p>事件 終結後</p>	4	3	事件 終結 後

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
ウ 委員研修会	令和元年度(実績) ○外部講師、委員等による講話(2) ①7/26(講師:盛岡地裁 判事) 「労働審判における諸制度、諸手続及び最近の傾向について」 ②11/22(講師:中労委事務局職員) 「働き方改革(同一労働同一賃金)への対応」	令和2年度実績 ○外部講師、委員等による講話(1) ①9/14(労使関係セミナー)(1) →中止(新型コロナウイルスの影響) ②1/22(講師:中労委地方調整委員) 「同一労働同一賃金に関する最近の裁判例について」	令和3年度(計画) ○外部講師、委員等による講話(2)	年2回	2	1 (2)	(2)
	エ 定例総会における労働相談の概要報告	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(12) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(9) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(12) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	年12回	12	9 (12)
オ 他委員会の審問見学	○他県の審問見学(1) 10/18 東京都(委員2、職員3)	○他県の審問見学(0) 11月予定 →中止の見込み (新型コロナウイルスの影響)	○他県の審問見学(1) 11月予定	年1回	1	0 (1)	(1)
(2) 委員派遣研修	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修(5) (9/5～6 東京都) ②公労使委員個別紛争専門研修(2) (12/2～3 東京都) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(1) (12/12～14 神奈川県) ④個別労働紛争解決研修応用研修(3) (10/25～26 東京都、 11/15～16 東京都、 12/3～4 東京都) ⑤労使関係セミナー(3) (10/1 青森県)	○委員派遣研修等(5) ①公労使委員合同研修(0) ②公労使委員個別紛争専門研修(3) (12/3 東京都・WEB) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(0) ④個別労働紛争解決研修応用研修(2) (11/6～7 仙台市 1人予定) (11/12～13 東京都 1人予定) (12/4～5 東京都 1人予定) ⑤労使関係セミナー(9/14 盛岡市) →中止(新型コロナウイルスの影響)	○委員派遣研修等(8) ①公労使委員合同研修(4) ②公労使委員個別紛争専門研修(0) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(4) ④個別労働紛争解決研修応用研修(0)	派遣者数は年度ごとに決定	14	5 (7)	(8)

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(3) 事務局職員派遣研修	<p>○事務局職員派遣研修(6)</p> <p>①労働委員会事務局職員中央研修(0)</p> <p>②労働委員会事務局職員専門研修(0)</p> <p>③個別紛争専門研修(1) (7/1～3 東京都)</p> <p>④個別労働紛争解決研修基礎研修(3) 9/5～7 東京都、 10/17～19 埼玉県、 1/16～18 東京都</p> <p>⑤個別労働紛争解決研修応用研修(0)</p> <p>⑥労使関係セミナー(2) (10/1 青森市)</p>	<p>○事務局職員派遣研修(2)</p> <p>①労働委員会事務局職員中央研修(2) →DVD視聴</p> <p>②労働委員会事務局職員専門研修 →中止(新型コロナウイルスの影響)</p> <p>③個別紛争専門研修(0)</p> <p>④個別労働紛争解決研修基礎研修(0)</p> <p>⑤個別労働紛争解決研修応用研修(0)</p> <p>⑥労使関係セミナー(9/14 盛岡市)→ →中止(新型コロナウイルスの影響)</p>	<p>令和3年度(計画)</p> <p>○事務局職員派遣研修</p> <p>①労働委員会事務局職員中央研修</p> <p>②労働委員会事務局職員専門研修</p> <p>③個別紛争専門研修</p> <p>④個別労働紛争解決研修基礎研修</p> <p>⑤個別労働紛争解決研修応用研修</p>	派遣者数は年度ごとに決定	6	2	
(4) 事務局学習会、研究会	<p>○事務局研究会(11)</p> <p>・労働法勉強会(8) (4/8～4/17)</p> <p>・事例研究会(3) (8/19、9/9、9/10)</p>	<p>○事務局研究会(9)</p> <p>・労働法勉強会(3) (4/28、5/27、6/15)</p> <p>・事例研究会(6) (4/14、9/10、9/15、 10/15、11/16、12/15) [予定1:1/15]</p>	<p>○事務局研究会(各1)</p> <p>・労働法勉強会</p> <p>・事例研究会</p>	各年1回	11	6 (10)	各1
(5) 事務局職員研修	<p>○事務局職員研修(6)</p> <p>①局長による講話(2) (7/29、10/29)</p> <p>②課長による講話(3) (6/24、8/26、12/23)</p> <p>③専門研修等報告研修(1) (2/13)</p> <p>※出納局職員による会計事務研修 (人事委員会事務局と合同開催)</p>	<p>○事務局職員研修(6)</p> <p>①局長による講話(2) (7/28、10/26)</p> <p>③ 課長による講話(3) (6/29、8/24、12/21)</p> <p>④ 専門研修等報告研修(1) (11/30)</p>	<p>○事務局職員研修(6)</p> <p>①局長による講話(2)</p> <p>②課長による講話(3)</p> <p>③専門研修等報告研修(1)</p>	年6回	6	6	(6)

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
Ⅲ 関係機関との連携を強化するための取組							
(1) 関係機関との合同による無料労働相談会(再掲)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 (10/6 アイーナ) (再掲)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 (10月4日アイーナ) (再掲)	目標達成	年1回	1	1	(1)
(2) 知事部局や労働局主催の会議への参加	○会議への参加(4) ①就業支援及び人材育成・定着支援担当者情報交換会(1) (5/9) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ②岩手労働相談・個別労働紛争解決度関係機関連絡協議会(1) (6/25) ③岩手労働局主催総合労働相談員会議及び研修(1) (6/19) ④岩手労働局主催説明会(1) ・働き方改革関連法説明会(9/30)	○会議への参加(2) ①就業支援及び人材育成・定着支援担当者情報交換会(1) ※資料のみ ②岩手労働相談・個別労働紛争解決度関係機関連絡協議会(1) ※資料のみ ③岩手労働局主催総合労働相談員会議及び研修(0) →中止 ④岩手労働局主催説明会(0) ・働き方改革関連法説明会	新型コロナウイルスの影響により未達成見込み	年4回	4	2 (3)	(4)
(3) 岩手労働局と個別あつせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化(随時)	○岩手労働局との連携強化(随時)		随時	随時	随時	随時